

○小郡市防犯灯設置補助金交付規程

昭和52年3月30日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、防犯及び交通の安全をはかるため防犯灯の設置に要する経費の補助について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び設置条件)

第2条 市長は、地元区長が防犯灯を設置しようとする場合は、その申請に基づき予算の範囲内で、小郡市補助金等交付規則（平成8年小郡市規則第9号）によるほか、この規程の定めるところにより補助金を交付する。

2 防犯灯設置についての条件は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 犯罪の予想される場所
- (2) 夜間の通行が不便な場所
- (3) 多数の住民が集まる公民館、集会所
- (4) 夜間の交通事故の予想される場所

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、LED防犯灯の新規設置に要する工事費の2分の1以内（ただし、1,000円未満は切り捨てる。）とし、1灯当たりの限度額を、電柱共架の場合は15,000円とし、支柱設置の場合は50,000円とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする地元区長（以下「申請者」という。）は、着工前に防犯灯設置補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、防犯灯設置補助金事前着工届（様式第1号の2）を提出した場合は、この限りでない。

(通知)

第5条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは審査の上、申請者にその結果を様式第2号により通知する。

(工事の変更)

第6条 申請者は、補助金交付決定通知を受けた後、当該工事を中止し、又は変更する場合は、直ちに防犯灯設置工事変更申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。

(工事竣工届)

第7条 申請者は、当該工事が完了したときは、工事完了報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付)

第8条 市長は、前条の規定による工事完了報告書を受理したときは、施工内容を検査して、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消等)

第9条 補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りの申請をしたとき。
- (2) 補助金を不正に使用したとき。
- (3) その他この規程に違反したとき。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月22日規程第1号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月13日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成8年4月17日規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月18日規程第3号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日規程第2号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規程第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規程第2号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

			年	月	日
小郡市長	殿				
		申請者住所			
		申請者名			印
防犯灯設置補助金交付申請書					
下記により、防犯灯を設置したいので、小郡市防犯灯設置補助金交付規程第4条の規定に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請いたします。					
記					
1	設置方法	既存の電柱等に共架			灯
		新たに支柱等を建設			灯
2	設置場所	小郡市			番地
3	設置経費				円
4	施工者	住所			
		氏名			
5	着工予定日		年	月	日
6	添付書類				
	(1)	地主の承諾書			
	(2)	付近の見取図			
	(3)	工事見積書			

様式第1号の2（第4条関係）

年 月 日

小 郡 市 長 殿

申請者住所

申請者名 ㊟

※申請書と同一の印鑑を押印すること。

防犯灯設置補助金事前着工届

防犯灯の設置等について、下記のとおり補助金交付決定前に着工しますので、小郡市防犯灯設置補助金交付規程第4条の規定により届け出ます。

なお、本件について交付の決定がなされなかった場合又は交付決定額が申請した補助金額に満たない場合においても、異議は申し立てません。

記

1 事前着工の理由

2 着工予定年月日

様式第2号(第5条関係)

小 第 号
年 月 日

殿

小郡市長

防犯灯設置補助金交付について

年 月 日で交付申請のあった件については、下記のとおり補助金交付を決定したので小郡市防犯灯設置補助金交付規程第5条の規定により通知します。

記

1 補助交付額 円

(注) なお、防犯灯設置後の維持管理費については、地元負担とする。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

小郡市長 殿

申請者住所

申請者名

㊟

防犯灯設置工事変更申請書

年 月 日付にて、補助金決定通知のあった防犯灯設置補助金交付について、下記のとおり設置工事を変更したいので、小郡市防犯灯設置補助金交付規程第6条の規定により申請致します。

記

- 1 変更の理由
- 2 設置工事変更見積書
- 3 その他

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

小郡市長 殿

申請者住所

申請者名

㊟

工 事 完 了 報 告 書

小郡市防犯灯設置補助金交付規程による工事を次のとおり完了したので報告いたします。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類 領収書の写

様式第5号(第8条関係)

小 第 号

年 月 日

殿

小郡市長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付で報告のあった防犯灯設置補助金については、下記のとおり
その額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 円

様式第1号（第4条関係）

（平24規程2・全改）

（令3規程2・一部改正）

様式第1号の2（第4条関係）

（令2規程2・追加）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

（平7規程2・追加）